

## 公益充実資金取扱規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本心理学会（以下、「この法人」という。）の公益充実資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「公益充実資金」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下公益認定法施行規則という。）第23条第1項柱書に定める公益充実資金をいう。

### (原則)

第3条 本規程による取扱いについては、公益認定法、および公益認定法施行規則に則り行うものとする。

### (公益充実資金の保有)

第4条 この法人は、公益充実資金を保有することができる。

2 この法人は、公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を得なければならない。

### (公益充実資金の管理・取崩し等)

第5条 公益充実資金は、貸借対照表及び財産目録において、他の資金と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、公益充実活動等の支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、公益充実活動等以外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### (公益充実資金の公表)

第6条 この法人は、公益充実資金の保有状況及びその内容について、法令の定めるところにより公表するものとする。

### (法令等の読替え)

第7条 本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、当該改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

### (改廃)

第8条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2022年3月20日より施行する。
- 2 本規程は、2022年3月20日施行の特定費用準備資金及び資産取得資金の取扱規程を改正したものである。
- 3 本規程の改正は、2026年3月27日より施行する。